資料１

研究活動における保有個人情報の取扱い
に関する研究会の開催について

令和元年１１月１４日
総務省行政管理局長
文部科学省研究振興局長
決定

１　目的

国の行政機関及び独立行政法人等における保有個人情報の取扱いに関しては、研究活動に係るものも含めて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に従って行われてきているところである。

しかしながら、それらの法令が適用される国立大学法人・研究開発法人における研究活動については、民間研究機関との共同研究を行うなどに当たって、保有個人情報の取得・提供の在り方に疑義が生じるなどして、研究開発に支障を来している場合があるとの指摘もある。

以上の状況を踏まえ、外部有識者の参画を得て、国立大学法人・研究開発法人の研究活動における保有個人情報の適正かつ円滑な取得・提供の在り方について研究するため、「研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

２　構成員

研究会の構成員は、別紙のとおりとする。研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

３　公開

研究会は原則として非公開とし、概要を除き資料等は公表しない。

４　庶務

研究会の庶務は、総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）及び文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室が共同で処理する。

５　その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、研究会において別に定める。

以上

別紙

研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会
構成員名簿

小泉（こいずみ）	周（あまね）	大学共同利用機関法人自然科学研究機構　特任教授
宍戸（ししど）	常寿（じょうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
長神（ながみ）	風二（ふうじ）	東北メディカル・メガバンク機構　特任教授
日置（ひおき）	巴美（ともみ）	三浦法律事務所　弁護士
吉開（よしかい）	正治郎（しょうじろう）	総務省大臣官房政策立案総括審議官（行政管理局併任）
増子（ますこ）	宏（ひろし）	文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）

（オブザーバー）

古元（こもと）	重和（しげかず）	内閣官房健康・医療戦略室　内閣参事官
北郷（ほくごう）	太郎（たろう）	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官
佐々木（ささき）	昌弘（まさひろ）	厚生労働省大臣官房　厚生科学課長
田中（たなか）	哲也（てつや）	経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ 生物化学産業課長